

南大井在宅サービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 指定通所介護、品川区地域支援事業・介護予防日常生活支援総合事業による予防通所事業（以下「指定通所介護等」という）は、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態となった品川区民の高齢者に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護等の事業は、社会福祉法人さくら会の基本理念に基づき、利用者の心身の状況、特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うとともに、利用者の人権の擁護、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行い、職員に対しても研修を実施する等の措置を講じる。

2 事業の運営に当っては、品川区等の行う福祉サービス、地域の医療機関および地域福祉活動等との綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

(事業を実施する施設)

第3条 事業を実施する施設および所在地は、次のとおりとする。

- 一 施設 南大井在宅サービスセンター
- 二 所在地 品川区南大井5-19-1 南大井高齢者保健福祉複合施設

(職員の職種・員数および職務内容)

第4条 南大井在宅サービスセンターにおいて事業を実施する職員の員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、当事業所の相談員を兼務するものとし、事業を実施する職員の管理および事業に関する業務の管理を一元的に行います。

- 二 指定通所介護等

単位1	相談員	1名以上
	看護職	1名以上
	介護職	3名以上
	機能訓練指導員	1名以上

通所介護員は、指定通所介護等の提供にあたる。

相談員は、通所介護等の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

三 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

四 調理員（委託）

利用者の昼食等を調理する。

五 運転手（委託）

利用者の送迎を行う。

（事業の実施日および実施時間）

第5条 事業者の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 実施日 月曜日から土曜日（祝日実施）

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

二 実施時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間帯 午前9時30分から午後4時00分

（指定通所介護等の利用定員）

第6条 事業所の1日の定員は、下記のとおりとする。

一 指定通所介護等 25名

（指定通所介護等の提供方法、内容および利用料等）

第7条 指定通所介護等の提供方法および内容は、次のとおりとする。

一 事業所の職員は、「品川区在宅介護支援システム」に基づいて、指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者または利用者が作成した居宅サービス計画に則して、サービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5) 生活機能向上活動に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生活機能向上活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(1) 個別活動

(2) 集団活動

6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービスを提供する。送迎車輛には通所介護職員が添乗し必要な介助を行う。

7) 相談・助言に関すること

利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

8) 介護予防サービスに関すること

利用者の状況に応じて、運動器の機能向上を基本的なサービスを提供することにより、出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

二 指定通所介護等事業者は、利用者の心身や生活状況の変化等の把握に努め、そのサービス内容の詳細について個別の通所介護計画を作成し、必要に応じて事業所内カンファレンスを行ったり指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との適切な連携を図ることとする。

三 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程にそった事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

四 指定通所介護等支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙重要事項説明書に記載する。

また、第8条に定める実施地域以外の送迎サービスの提供を行う場合は、その実費及び経費等を踏まえて、適正な別途送迎料金の徴収することができる。この場合、利用者、またその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、原則として大井第一地域センター(品川区東大井1～6丁目、南大井1～6丁目及び勝島1～3丁目)とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の職員は、指定通所介護等中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

二 指定通所介護等中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第10条 指定通所介護等事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	月1回
避難訓練	月1回
通報訓練	月1回

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第11条 指定通所介護等事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

二 指定通所介護等事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。

三 指定通所介護等事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営についての事項)

第12条 社会福祉法人さくら会は、管理者、通所介護員および機能訓練指導員の資質の向上を図るため、研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

二 管理者、事業所の職員は、正当な理由なく、事業上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、社会福祉法人さくら会の職員ではなくなった後も同様とする。

三 管理者、事業所の職員は、自ら提供した指定通所介護等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処しなければならない。

(サービスの提供記録)

第13条 当指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項、総合事業につきま
しては115条の45の3の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の
額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(秘密保持)

第14条 指定通所介護等従事者は、社会福祉法人さくら会就業規則及び社会福祉法人
さくら会個人情報保護に関する規程の定めるところにより、従業者が業務上知り得た利
用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしてはならない旨を周知徹底
する。

(虐待の防止等)

第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、
以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束の防止等)

第16条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用
者また他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束
を行う場合のみとし、その際には、様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを
得なかった理由を個別記録に記載するとともに、適宜、評価をおこない速やかに解除
するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害時において、指定通所介護等業務を継続的に行うにあたっ
ては、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものと
する。

二 事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を
計画的に行うこととする。

三 当法人に設置された感染予防対策委員会において感染症の予防及び蔓延の防止の
ための措置を講じることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用
させない。

二 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対

応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 三 指定通所介護等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人さくら会の理事会において定めるものとする。
- 四 当施設において、指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

附 則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則((平成30年12月6日理事会決定)

この規程の改正は、平成31年1月1日より適用する。

附 則(平成17年9月29日理事会決定)

この規程の改正は、平成17年10月1日より適用する。この規程の改正は、令和1年7月1日より適用する。

附 則(令和1年6月6日理事会決定)

附 則(平成18年 3月31日理事会決定)

この規程の改正は、平成18年4月1日より適用する。 この規程の改正は、令和1年10月1日より適用する。

附 則(令和1年9月20日理事会決定)

附 則(平成20年 3月24日理事会決定)

この規程の改正は、平成20年4月1日より適用する。

附 則(令和5年3月24日理事会決定)

この規程の改正は、令和5年4月1日より適用する。

附 則(平成22年 10月28日理事会決定)

付 則(令和5年12月7日理事会決定)

この規程の改正は、令和6年1月1日より適用する。

この規程の改正は、平成22年11月1日より適用する。

附 則(平成24年 3月29日理事会決定)

この規程の改正は、平成24年4月1日より適用する。

附 則(平成27年 3月26日理事会決定)

この規程の改正は、平成27年4月1日より適用する。

附 則(平成30年 3月22日理事会決定)

この規程の改正は、平成30年4月1日より適用する。

附 則(平成30年 6月1日理事会決定)

この規程の改正は、平成30年8月1日より適用する。